

専修大学研究倫理委員会規程

(目的及び設置)

第1条 専修大学(以下「本学」という。)に、専修大学学術研究倫理憲章に定める研究倫理の適切性を確保するため、専修大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程において「研究倫理」とは、法令、本学の諸規程等を遵守し、研究活動において責任のある行為を担保することをいう。

(業務)

第3条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 研究倫理に係る諸規程等に関すること。
- (2) 人を対象とする研究の実施計画、出版公表計画等の倫理審査に関すること。
- (3) 学長からの生命科学・医学系研究倫理に係る諮問事項に関すること。
- (4) 研究倫理に係る研修及び教育に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が研究倫理の適切性を確保するために必要と認める事項に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 法科大学院長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、学内外の有識者から学長が指名する者 若干名

(委員の任期)

第5条 前条第1号から第3号までの委員の任期は、当該職にある期間とする。

2 前条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第4号の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第4条第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会の業務を統括する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(審査部会)

第8条 委員会は、第3条第2号の業務の円滑化を図るため、専修大学における人を対象とする研究倫理審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

- 2 審査部会は、審査対象に応じて、複数置くことができる。
- 3 審査部会の業務、構成等に関し必要な事項は、別に定める。
(専門部会)

第9条 委員会は、第3条第4号の業務の円滑化を図るため、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の業務、構成等に関し必要な事項は、別に定める。
(秘密保持義務)

第10条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務は、学長室学務課の所管とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年7月30日から施行する。